

個別避難計画の作成促進について

1 概要

- 近年の災害における高齢者等の被害状況から、令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化されたところ。
- 国の方針において、「優先度の高い対象者の計画を5年以内（令和7年度まで）に作成すること」とされており、優先度については、社会的孤立度、本人の心身状況、ハザードリスクから総合的に判断することとされている。
- 府内市町村の個別避難計画作成率は12.2%（令和5年1月1日時点）

2 令和5年度の取組

- 難病患者等の医療的ケアを要する方の個別避難計画作成を促進するため、保健所等関係機関と協働して研修会等を実施し、制度概要等の周知及び保健所・市町村間の連携体制の構築を図った。
- 内閣府モデル事業で得たノウハウの共有、市町村担当者の課題解決を目的に、情報共有会を開催

3 令和6年度の取組

- 市町村における計画作成促進を支援する必要があることから、令和6年度についても、内閣府モデル事業に応募予定
- 昨年度に引き続き、研修会や情報共有会の開催により内閣府モデル事業で得たノウハウの共有、市町村担当者の課題解決を図る。
- 保健所等関係機関と連携し、市町村による難病患者等の医療的ケアを要する方の個別避難計画作成を支援

（参考：令和6年度内閣府モデル事業）

都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。